

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

| | |
|---------|--|
| クーリングオフ | 当、日本MRFのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。 |
|---------|--|

当、日本MRFに係る金融商品取引契約の概要

当社は、日本MRFの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において日本MRFのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引残高報告書を交付いたします。

| | |
|-----------------|--|
| 手数料等 諸経費について | <ul style="list-style-type: none">●申込時に直接ご負担いただく費用<ul style="list-style-type: none">・申込手数料：ありません●換金時に直接ご負担いただく費用<ul style="list-style-type: none">・換金（解約）手数料：ありません●信託財産留保額<ul style="list-style-type: none">・ありません <p>*当、日本MRFに係る費用について投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。</p> |
|-----------------|--|

当、日本MRFの販売会社の概要

商号等 静岡東海証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 8 号
本店所在地 〒420-0064 静岡市葵区本通 1 丁目 2 番地の 13
加入協会 日本証券業協会
指定紛争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
解決機関 (連絡先 0120-64-5005)
資本金 6 億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和 19 年 9 月
連絡先 054-255-3346 又はお取引のある本支店にご連絡下さい。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っています。

住所 : 〒420 - 0064 静岡市葵区本通 1 丁目 2 番地の 13

電話番号 : 054 - 255 - 3346

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分 (祝日を除く)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 : 0120 - 64 - 5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分 (祝日を除く)